

物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

物品管理規則の一部を改正する規則

物品管理規則（昭和42年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（分類） 第 6 条 〔略〕 2 物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 備品 性質又は形状を変えることなく長期間の使用に耐える物品で取得価格が<u>3 万円</u>以上のもの及び美術工芸品 （2）～（6） 〔略〕 3 〔略〕	（分類） 第 6 条 〔略〕 2 物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 備品 性質又は形状を変えることなく長期間の使用に耐える物品で取得価格が<u>5 万円</u>以上のもの及び美術工芸品 （2）～（6） 〔略〕 3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。